

議第163号

教育・文化スポーツ常任委員会資料1  
令和2年(2020年)11月27日  
教育委員会事務局教職員課

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

改正の理由

人事委員会勧告を踏まえ、職員の期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

期末手当：支給月数を0.05月分引下げ【令和2年12月支給分から改定】

## 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

県議会および知事に対する令和2年10月26日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 令和2年12月期の期末手当について、支給割合を100分の125に引き下げることとします。（第1条の規定による改正後の第17条関係）
- (2) 令和3年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の127.5に引き下げ、12月期の支給割合を100分の127.5に引き上げることとします。（第2条の規定による改正後の第17条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)は、令和3年4月1日から施行することとします。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条から第16条の2まで 省略</p> <p>(職員の期末手当)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条から第16条の2まで 省略</p> <p>(職員の期末手当)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>以下省略</p>

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条から第16条の2まで 省略</p> <p>（職員の期末手当）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条から第16条の2まで 省略</p> <p>（職員の期末手当）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>以下省略</p>